

産業廃棄物の保管及び処理等の基準に関するチェックシート

【追加シート②(自社運搬)】

【基本シート】と併せて使用してください

区分	チェック項目	チェック欄			主な根拠法令 (法第12条(の2)第1項ほか)
		適	不適	非該当	
1 生活環境の 保全 (廃棄物処理の基 本となる基準で)	産業廃棄物が飛散、流出することがないようにしている。(作業方法、運搬車や容器等に問題がない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		令第6条第1項 第1号 令第6条の5第1項 第1号
	悪臭、騒音、振動等により、生活環境に支障が生じないようにしている。(同上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特別管理産業廃棄物により、人の健康や生活環境に被害が生じないようにしている。(同上)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

2 運搬の基準 (自社で運搬する 場合の基準です。)	運搬車の両側面に、産業廃棄物の収集運搬車である旨、氏名又は名称を分かりやすく表示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		令第6条第1項 第1号イ 規第7条の2の2
	運搬車には、下記事項を記載した書面を備え付けている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	① 氏名又は名称、住所	()	()		
	② 産業廃棄物の種類、数量	()	()		
	③ 積載日、積載した事業場の名称、所在地、連絡先	()	()		
	④ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	()	()		
	排出場所以外の自社の保管用地に産業廃棄物を搬入する場合や、保管用地から搬出する場合には、運搬従事者に下記事項を記載した「運搬指示票」を交付し、その写しを3年間保存している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例(以下、このシートにおいて「条例」という。)第6条 条例施行規則 第8条、第9条、 第10条
	① 交付年月日、交付した者の氏名	()	()		
	② 事業者の氏名又は名称、住所	()	()		
	③ 産業廃棄物の種類、数量、荷姿	()	()		
	④ 搬入元・搬入先の名称、所在地、(連絡先)	()	()		
	⑤ 運搬予定年月日、運搬従事者の氏名	()	()		
	⑥ 建設リサイクル法の対象建設工事に伴う産業廃棄物である場合は、その旨	()	()	()	
	特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合は、下記事項を記載した書面を携帯するか、下記事項を運搬容器に表示している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条の5第1項 規第8条の5の3
	① 当該特別管理産業廃棄物の種類	()	()		
	② 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項	()	()		
	石綿含有廃棄物は、破碎することのないような方法とし、かつ他の物と混合しないよう区分している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条第1項 第1号 令第6条の5第1項 第1号
	特別管理産業廃棄物は、他の物と混合しないよう区分している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	感染性廃棄物は、収納しやすく損傷しにくい、密封できる容器に入れている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	PCB廃棄物は、収納しやすく損傷しにくい、PCBが漏えいしない容器に入れている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
積替保管を伴う場合は、あらかじめ積替え後の運搬先を定めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	令第6条第1項 第1号ハ、ホ	
積替保管を伴う場合は、保管量が適切に保管できる量であり、性状に変化が生じないうちに搬出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
積替保管を伴う場合は、保管量が1日当たりの平均的な搬出量の7日分を超えていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
排出場所以外の市内の保管用地で自社の産業廃棄物を保管し、当該保管用地の保管場所の面積が300㎡以上である場合は「産業廃棄物事業場外保管届出書」(建設工事に伴う産業廃棄物が対象で、法に規定)又は「保管用地届」(建設工事に伴う産業廃棄物以外が対象で、条例に規定)を作成し、京都市に届け出ている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第12条第3項 規第8の2、第8条の2 の2 条例第3条	